○文部科学省告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣　林　芳正

名称	所在地	地域
布田川断層帯	熊本県上益城郡益城町大字上陳字上ノ前田	六四九番、六五〇番一、六五〇番二、六五一番、六五二番、六五三番一、六五三番二、六五四番、六五五番
	同　大字杉堂字潮井	一三三八番、一三三九番、一三四〇番、一三四一番、一三四二番、一三五九番
	同　大字福原字西平	一七七〇番一
日向岬の柱状節理	宮崎県日向市大字細島字平場	右の地域に介在する道路敷及び水路敷を含む。

別図の通り。

備考　別図は省略し宮崎県教育委員会及び日向市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）

天然記念物　日向岬の柱状節理　指定地域参考図

